

企画競争実施の公示

令和 元 年 11 月 26 日
国土交通省北海道運輸局観光部長 安田 稔幸

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

地域の観光資源を活用したプロモーション事業「台湾ハードルピーター拡大プロモーション」(4)メディア招請・セールスコール

(台湾のメディア関係者を函館・弘前を中心とした青函地域に招請し、直行便を利用した青函周遊という新たな楽しみ方や、両地域ならではの食や四季の魅力のほか、まだ知られていない体験・アクティビティ、最新イベントなどを紹介し、現地セールスコールを行うことで、台湾における両地域の更なる認知度向上及び誘客促進を図る。)

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 2 年 3 月 31 日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)
- (3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎6階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課 担当: 笹野 三ツ井
TEL:011-290-2723 FAX:011-290-2702

(2) 説明書及び仕様書等の交付期間、場所

令和 元 年 11 月 26 日から 令和 元 年 12 月 13 日まで、
(1)に同じ。

説明書及び仕様書等の交付を希望する方は、(3)のEメールアドレスへお申し込み下さい。

(3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和 元 年 12 月 16 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は下記Eメールアドレスへ送信。

E-Mail: hkt-international_tourism@gxb.mlit.go.jp

※ Eメールでの提出の場合は、5MB未満の容量。

メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参若しくは郵送で応募の場合、企画提案書は6部提出。

(4) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(6) 事業者の決定

令和 元 年 12 月 17 日(予定)

4. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。

(4) その他の詳細は説明書による。